

取得免許状

免許状取得に必要とする修得単位のうち、専門科目の単位は、文部科学大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければなりません。本学の大学院教育学研究科は、次に掲げる専修免許状の所要資格を得るための課程として認定されています。

専修免許状	教 科
小学校教諭	
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、家庭、技術、職業、職業指導、英語、宗教
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、職業指導、英語、宗教

前項に掲げた免許状に必要とする基礎資格及び最低限修得が必要な単位数は次のとおりです。

ア 基礎資格（次のいずれかに該当すること）

（イ）修士の学位を有すること。

（ロ）大学の専攻科または文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得すること。

イ 最低限修得が必要な単位数（下表参照）

普通免許状取得に必要とする修得単位（教育職員免許法）

		教科に関する 科 目	教職に関する 科 目	教科または教職 に関する科目
小学校教諭	専修(修士レベル)			24単位
	一種(学部レベル)	8単位	41単位	10単位
中学校教諭	専修(修士レベル)			24単位
	一種(学部レベル)	20単位	31単位	8単位
高等学校教諭	専修(修士レベル)			24単位
	一種(学部レベル)	20単位	23単位	16単位

※専修免許状を取得するには、当該免許状の一種免許状を既に取得していることが条件となっています。

※各専修免許状を取得するには、各免許に対応した授業科目から、上記単位数以上を修得してください。